

保護者のみなさまには、本校の教育活動にご理解いただきありがとうございます。

学校保健安全法では「学校において予防すべき感染症」を、第一種～第三種の感染症に分類し、出席停止期間の基準を以下のように定めています。(病状により医師が、その感染症の予防上、支障がないと認めたときは、この限りではありません。)

これらの感染症にかかったときは、すぐに学校に連絡し、医師の指示する期間は療養に努めてください。また医師の指示により登校を開始する際には、登校許可書もしくは、医師の証明(意見書)をもらって学校(担任)に提出してください。(文書料がかかる場合があります。)

意見書の用紙は学校 HP からダウンロードできますのでご利用ください。

	病 名	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、鳥インフルエンザ(H5N1) ： 治癒するまで	
第二種	新型コロナウイルス感染症 ※	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ ※	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん(3日はしか)	発しんが消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
腸管出血性大腸菌感染症 (O157)		
流行性角結膜炎		
急性出血性結膜炎		
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス	その他の感染症 ： 感染性胃腸炎(ノロウイルス感染症・ロタウイルス感染症)、溶連菌感染症、手足口病、ウイルス性肝炎、ヘルパンギーナ、伝染性紅斑、マイコプラズマ感染症、EBウイルス感染症 「その他の感染症」は学校で通常みられないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐため必要があるときに限り、出席停止の措置がとられますので、感染症にかかったとしても直ちに出席停止にはなりません。

※ 新型コロナウイルスおよび、季節性のインフルエンザについては、医師の証明(意見書)は原則不要。